

# 道路に張り出している樹木などは伐採しましょう

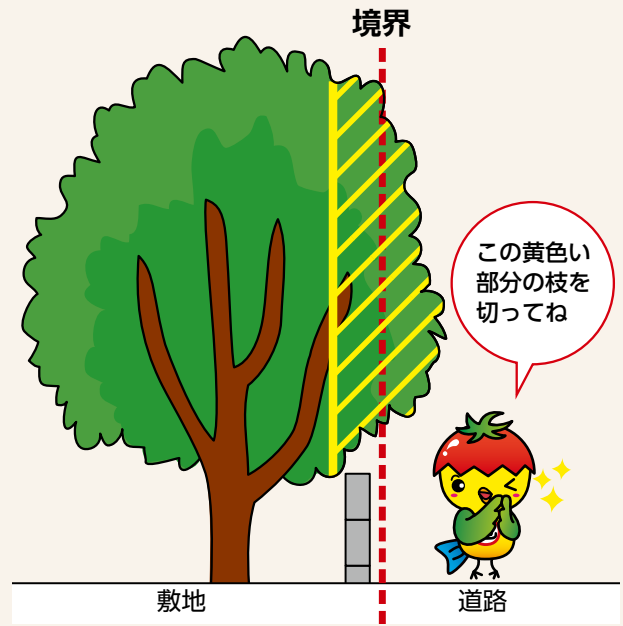
道路に樹木や竹が張り出していると、交通の妨げになり危険です。樹木などの張り出しが原因の事故は、その所有者が責任を問われる場合があります。境界の内側まで伐採しましょう。

## 作業するときの注意点

- 通行する車両や歩行者の安全を確保してください。
- 樹木やはしごなどの上で作業するときは、転落に注意しましょう。
- 電線や電話線がある場合の作業は、危険を伴います。事前に最寄りの東京電力やNTTに連絡し、立ち合いの下で行ってください。

## 問い合わせ先

- 市道について  
建設課管理班(☎74-3985)
- 国・県道について  
千葉県海匠土木事務所管理課(☎0479-72-1101)



# みんなで支え合うために 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料は、医療給付費の大切な財源です。本年度分の保険料額決定通知書は、7月中旬に届きます。必ず納付期限内に納めましょう。くわしい内容は、通知書か千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページなどで確認してください。

## 保険料の決まり方

保険料は下表のとおりです。被保険者全員が負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合わせた額で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

## 保険料の軽減

前年の所得が一定基準以下の世帯は、均等割額が軽減される場合があります。また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかからず、均等割額は加入した月から2年間、5割軽減されます。

## 保険料の納め方

納め方が前年度と異なる場合

納付期限を過ぎても納付しない場合は、督促や催告を受けることがあります。滞納が続くと延滞金が発生したり、財産の差し押さえなどを受けたりすることもあります。

問い合わせ先  
千葉県後期高齢者医療広域連合  
資格保険料課(☎043-3008-6768)、保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5882)

## 保険料を納めない

もあるので、通知書を確認してください。年金から天引きされる特別徴収と、口座振替や納付書で納付する普通徴収があります。納付の手間も省け、納め忘れを防げる口座振替がお勧めです。

令和8年度の保険料 (所得割額※+均等割額)		医療分	子ども・子育て 支援金分
県内均一	所得割率	9.40%	0.25%
	均等割額	51,000円	1,310円
	賦課限度額	85万円	21,000円

※所得割額 = (総所得金額等 - 43万円) × 所得割率

